広報 kesennuma
けせんぬま
お知らせ版

No. 178
2014
1/15号
平成 26 年 1 月 15 日

海と生きる
Stay with the Ocean
Kesennuma, JAPAN

主な内容 contents

◆申告の準備はお早めに　ほか ・・・

本年の**市・県民税、所得税、消費税の申告**の受け付けは

2/14（金）から 3/17（月）まで

申告の準備はお早めに！

■**問い合わせ先**／市税務課 市民税係　tel: 22-6600 内線243・244

市・県民税の申告書用紙は2月上旬に各世帯に配布しますので、収入の証明書や経費の領収書、各種控除を受けるために必要な書類などは、早めに準備しましょう。控除に必要な証明書などについては、左記の各担当課などへお問い合わせください。平成26年度の市・県民税の主な改正点・注意点の詳細については、一緒に配布する資料をご覧ください。

申告に必要な各種証明書など

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料および介護保険料を納めた方

昨年中に納めた領収書などのほか、還付のある場合はその額のわかるものが必要です。紛失した方には、市保険課・高齢介護課で「納付額確認書」を無料で発行します。希望する方は印鑑および運転免許証などの本人確認書類を持参し窓口で申請してください。別世帯の方が申請する場合は、申請者の委任状が必要です。

公的年金などから特別徴収（差引き）された方

昨年中に国民健康保険税・介護保険料および後期高齢者医療保険料が公的年金などから差引きされている方は日本年金機構等から送られる源泉徴収票等で確認しますので申告の際に添付してください。

■**問い合わせ先**

【国民健康保険税または後期高齢者医療保険料】

・市保険課国保収納係／後期高齢者医療係
tel：（22）6600
内線373～375（国保）
378・379（後期高齢）

・唐桑総合支所市民生活課
tel：（32）4522

・本吉総合支所市民生活課
tel：（42）2974

【介護保険料】

・市高齢介護課介護保険料係
tel：（22）6600
内線404・405

・唐桑総合支所保健福祉課
tel：（32）4811

・本吉総合支所保健福祉課
tel：（42）2975

国民年金保険料を納めた方

昨年中に国民年金保険料を納めた方には、昨年11月上旬または本年2月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が郵送されますので、申告の際に添付してください。

再発行を希望する方は、毎週水曜日に行われる年金相談で申請するか、基礎年金番号を控えた上で、石巻年金事務所へお問い合わせください。

■**問い合わせ先**

・石巻年金事務所
tel：0225（22）5117

・控除証明書専用ダイヤル
tel：0570（070）117
（3月14日まで）

介護サービスを受けた方

介護サービスの自己負担額のうち、領収書に医療費控除対象金額が記載されているものは、控除対象になります。申告の際に添付してください。

また、介護用おむつ代も控除の対象になります。領収書と医師が発行した「おむつ使用証明書」を添付してください。

なお、要介護認定を受けている方で昨年もおむつ代が控除された方は、市が医師に代わって対象者であることを証明する書類（主治医意見書記載内容確認通知書）を発行します。印鑑を持参し窓口で申請してください。

■**問い合わせ先**

・市高齢介護課介護認定給付係
tel：（22）6600
内線406・407

・唐桑総合支所保健福祉課
tel：（32）4811

・本吉総合支所保健福祉課
tel：（42）2975

所得が無くても申告を！

昨年中に所得がなかった場合でも、市・県民税の申告書を提出願います。提出がないと医療保険や介護保険制度において保険料（税）が正しく算定されなかったり、医療費など給付の自己負担割合が適正に判定されないことがあります。

※市外局番「0226」は省略しています。

市・県民税の主な改正点をお知らせします

≪市・県民税の均等割額が変わります≫

震災からの復興を目的とする施策を実施するために、地方税法の特例が定められ、平成26年度から35年度までの10年間、市・県民税の均等割額が次のとおり引き上げられます。

均等割額の改正内容	現行（平成25年度）	改正後（平成26年度から）
市　民　税	3,000円	3,500円
県　民　税　※	2,200円	2,700円
合　　計	5,200円	6,200円

※平成27年度までみやぎ環境税の1,200円が含まれます。

≪ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除が見直されました≫

平成25年から復興特別所得税（2.1%）が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税も軽減されることを踏まえ、平成26年度から50年度までの個人市・県民税のふるさと寄附金に係る特例控除額が見直されました。

ふるさと寄附金税額控除額＝基本控除額（1）＋特例控除額（2）

基本控除額（1）		（寄附金額－2,000円）× 10%
特例控除額（2）	改正前	（寄附金額－2,000円）×（90%－所得税の適用税率）
	改正後	（寄附金額－2,000円）×（90%－所得税の適用税率 ×1.021）

個人住民税特別徴収義務者の一斉指定についてお知らせします

従業員の方々の個人住民税（市・県民税）を、給与差引きによって事業主に納入いただく「特別徴収」の対象となる事業主・従業員等の範囲を拡大して実施します。

従業員などが3人以上の事業主を特別徴収義務者として指定し、年間を通じて給与の受領が見込まれる従業員などを対象としますが、対象にはパートやアルバイトなどの方も含みます。

該当になる事業主には5月末までに通知、従業員などの方にも同じ時期に事業主を通じて税額などを通知します。ご不明な点はお問い合わせください。

■**問い合わせ先**／市税務課 市民税係　tel:（22）6600内線243・244

所得税の確定申告はお早く！

気仙沼税務署では、平成25年分の確定申告書作成会場を2月4日（火）から開設します。所得税確定申告期限の3月17日（月）に近づくほど混雑しますのでお早めに申告願います。

ホームページをご利用ください

ご自宅で国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「確定申告書作成コーナー」のご利用により所得税や消費税の確定申告書などが簡単に作成できます。提出は「電子申告（e-Tax）」か、「印刷して郵送」してください。

e-Taxが便利

「e-Tax」は、1月15日から3月17日まで24時間いつ（土・日・祝日）でも利用できます。利用には、事前準備が必要です。詳しくはe-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

■**問い合わせ先**／気仙沼税務署 tel：（22）6780

公共事業用に土地等を譲渡した場合などの所得申告について

土地などの譲渡所得は、所得税の確定申告が必要です。

保険料（税）などの算定にも必要となるため必ず申告してください。

公共事業などにより譲渡所得がある場合は、特別控除の適用を受けられる場合があります。

譲渡先からの「公共事業用資産の買取等の証明書」が必要ですので、税務申告の際に忘れずに提出してください。

■**問い合わせ先**／市保険課 国保賦課係・後期高齢者医療係 tel：（22）6600 内線371・372（国保）378・379（後期高齢）

人材育成道場「経営未来塾」の第二期塾生を募集します

2月16日(日) 開講 受講無料

市では昨年、震災から立ちあがり、自社の事業拡大・再構築を目指す経営者などを対象に「経営未来塾」を開設しました。

第一期では、16人の方々が受講され、地域産業のリーダーとして活躍されています。

今回、第二期「経営未来塾」の塾生を次のとおり募集します。

自社の事業展開や新たなビジネスチャンスについて学びながら、「創造的産業復興」の担い手として仲間とともに地域の未来を拓いてみませんか。

「第１期経営未来塾」受講の様子

募集内容

■対象／
市内、または南三陸町の経営者・事業家（地元NPOを含みます）およびそれに準ずる青壮年の方

■募集人数／
16人（応募多数の場合は、選考させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください）

■内容／
経営や事業戦略、マーケティングなどの専門講師によるワークショップ※1および講師による事業メンタリング※2

※1 ワークショップとは「体験型講座」のことで、月に1～2回程度、土・日曜日に開催し、事業メンタリングは平日に随時開催します。

※2 事業メンタリングとは、講師等と塾生との対話などによる「自発的な成長の支援」のことです。

■開講式／2月16日（日）午後1時30分から6時まで
※時間は変更となる場合があります。

■開設期間／
約6か月間（ワークショップなど詳しい日時・場所等は、お問い合わせください）

■申込方法・期限／
1月31日（金）までに、出願書（申込用紙）に必要事項を記入のうえ、下記へ**Eメールにて**お申し込みください（出願書は、市ワン・テン庁舎1階カウンター、気仙沼商工会議所にあります。また市ホームページからダウンロードできます）。

■申し込み・問い合わせ先／
市震災復興・企画部 震災復興支援チーム
tel：22-6600 内線317
（申し込み先アドレス）
Eメール：fukkoshien@city.kesennuma.lg.jp

各種検診を受け、健康管理に努めましょう

市では、市民の皆さんに各種検診を受診していただくため、「平成26年度各種検診申込書」を配付しています。

この申込書は、来年度に市が行う「各種がん検診」と「一般健康診査（対象：20～39歳）」の申し込みを受け付けるものです。

検診は、ご自身の健康状態を知るために大きな効果があります。ぜひ受診し、健康管理に努めましょう。

■問い合わせ先／
・市健康増進課 健康予防係
tel：(21)1212

申し込み・受診の流れ

①市から 申込書の配付
1月上旬から、各行政区の保健推進員が各世帯を訪問し、申込書をお届けしています（一部郵送の場合があります）。

②市へ 申込書の記入・提出
お届けした申込書に必要事項をご記入のうえ、**1月31日（金）**までに提出してください（締切日を過ぎても申込書が届かない場合はご連絡ください）。
提出先・方法は、申込書に同封のチラシをご覧ください。

③市から 受診票の配付
お申し込みされた方に、各種検診ごとに随時受診票を送付します。

④各種検診の受診
受診票の内容を確認し、持参のうえ各検診会場にて受診してください。

※市外局番「0226」は省略しています。

みやぎ⑬ふるさとCM大賞「審査員特別賞」を受賞しました

「みやぎ'13 ふるさと CM 大賞」で、「気仙沼ビデオサークル」の皆さんが制作された CM 作品「海と生きる」が審査員特別賞を受賞しました。

気仙沼ビデオサークルの皆さん

（右から）大森（おおもり） 卓治（たくじ）さん、神童（しんどう） 正行（まさゆき）さん、小山（おやま） 正敏（まさとし）さん、佐藤（さとう） 鼎一（ていいち）さん

この作品は、東日本放送で年間 20 回放送されます。

道路交通法の改正により自転車利用のルールが変わりました

「自転車は左側通行」です

注：道路交通法上、自転車は「軽車両」です。
自転車は、左側通行で歩道と車道の区別のある場所は、車道通行が原則です。

自転車利用にかかわる交通事故が年々増えています。特に路側帯や交差点付近での事故が多く発生しています。

また、運転中の携帯電話の使用などマナーの低下が問題となっており、市内でも自転車の歩道走行や、無灯火運転など事故につながる危険なケースが見受けられます。

そのため自転車利用に関する事故防止を目的に昨年12月1日から次のとおりルールが変わりました。

交通事故は、大切な命を奪うおそれがあります。ルールを守り、安全通行・運転に心がけましょう。

ルール変更のポイント

①道路右側の路側帯通行が禁止されました。

これまで自転車は、歩道がない道路の路側帯の左右どちら側も通行できましたが、変更後は、自転車同士の衝突事故などを防ぐため、左側の路側帯通行になります。

【罰則：右側の路側帯を通行すると、3か月以下の懲役、または5万円以下の罰金】

②ブレーキ不良の自転車は厳しく対処されます。

○警察官が、ブレーキの安全基準を満たしていない自転車を停止させ、ブレーキを検査することができます。

○ブレーキの整備不良などが確認された場合は、その自転車の運転者に対し、ブレーキの整備などの応急措置をとることや、運転の中止を命じることができます。

【罰則：警察官による停止や命令に従わなかったり、検査を拒否・妨害すると、5万円以下の罰金】

■問い合わせ先／自転車利用・歩車分離信号とも
・気仙沼警察署 交通課 tel：(22)7171
・市危機管理課 交通防犯係 tel：(22)6600 内線263

「気仙沼市南町 紫神社前交差点」の信号機が

「歩車分離信号機」に変わります

「歩車分離信号機」は、すべての方向の信号を「赤」にして車両を停止させ、すべての歩行者用信号を「青」にして横断させる信号機のことで歩行者の安全を最優先する方式です。

紫神社前交差点は、1月 16 日（木）から、この信号方式に変わる予定ですので、通行の際はご注意ください。

【南町 紫神社前交差点】

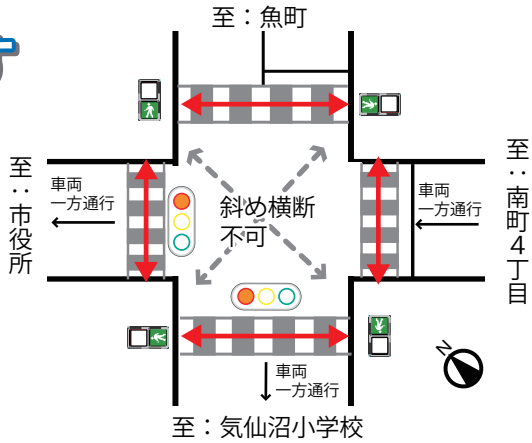

歩行者の皆さんへ・・・

○「歩車分離信号機」は、「押しボタン」式です。歩行者用ボタンを押し、信号が「青」に変わったことや安全を確認してから横断してください。

○どちらの方向にも横断できます。

○斜め横断はできません。

ドライバーの皆さんへ・・・

○歩行者用信号が「青」のときは、すべての方向に進入できません。

○必ず自動車に対面する信号機を確認してから発進してください。

募集

「観光ボランティアガイド気仙沼」の会員を募集します

「気仙沼観光コンベンション協会」と「観光ボランティアガイド気仙沼」では、本市にお出でになる方々に、ガイドブックでは得ることの出来ない情報や見どころをご案内するガイドの会員を募集します。

■募集対象・人数／
本市に在住、または勤務している 18 歳以上の方で、市内のジオパークの見どころや魚市場、文化財や自然観察などを案内してみたい方 **15 人程度**

■応募方法／
1月 30 日（木）までに電話にて下記にお申し込みください。
※応募された方を対象に説明会を開催します。詳しい日時などは、お申し込みの際にお知らせします。

■申し込み・問い合わせ先／
気仙沼観光コンベンション協会
tel：22-4560

催し・講座など

「子育てほっとサロン」を開催します（参加無料・入退室自由）

■日時／
2月 10 日（月）
午前 10 時から正午まで

■場所／
市民健康管理センター「すこやか」

■対象／
子育て中の方、子育てに関心・関わりのある方

■内容／
テーマ：「自分でできるリラクゼーション」
講話内容：緊張を和らげ、リラックスするための考え方や方法などを学びます。
※講話の後にお茶を飲みながら情報交換や育児相談を行います（お子さんの食べ物・飲み物は、ご持参ください）。

■講師／
早川恵子（はやかわ けいこ）氏（都留文科大学講師）

■申込方法／
2月6日（木）までに電話、またはEメールにてお申し込みください。

■その他／
託児（無料）をご希望の方は、お申し込みの際にお伝えください。

■申し込み・問い合わせ先／
市教育委員会 生涯学習課
tel：22-3442
Eメール：
k-kyosho@city.kesennuma.lg.jp

女性のためのコミュニケーション講座を開催します（受講無料）

相手に自分の思いを上手に伝える話し方のコツを紹介します。

■日時／
1月 26 日（日）午後 1 時から 4 時まで

■場所／
ワン・テン庁舎 2 階交流室B

■内容／
講話とワークショップ
テーマ：「人を元気に！言葉を届ける、心を届ける」
講師：川畑真理子（かわばた まりこ）氏（兵庫県男女共同参画センター「イーブン」カウンセラー）

■対象／
講座の内容に関心のある女性

■定員／
20 人（先着順。定員になり次第締め切りとなりますのであらかじめご了承ください）

■申込方法／
1月 20 日（月）までに、電話・ファクス、またはEメールにてお申し込みください（氏名と連絡先をお伝えください）。

■その他／
託児（無料）をご希望の方は、お申し込みの際にお伝えください。

■申し込み・問い合わせ先／
市地域づくり推進課
男女共生推進室
tel：22-6600 内線 334
fax：24-8605
Eメール：
c-danjo@city.kesennuma.lg.jp

地域コミュニティ勉強会「気仙ぬま塾」参加者募集

地元のリーダーとして活躍されている方から「地域に対する思い」に関する講話をいただき、参加者相互の意見交換などにより、今後の地域づくりについて考えます。

■日　時／ 1月 28 日（火）午後 7 時から 9 時まで
■場　所／ K-port（港町・フェリー乗り場 向かい）
■内　容／ ①講話　テーマ「リーダーの 20 代に触れる～気仙沼とともに〝変化し、生きる者〟を目指して～」
講師：斉藤和枝（さいとう かずえ）氏（斉吉商店 専務取締役）
②話し合い　③感想の共有
■対　象／ 20 ～ 30 代の一般市民（復興支援等で市に関わっている方もご参加いただけます）
■参加費／ 1,000 円（会場代、飲み物代として）
■定　員／ 20 人（先着順。定員になり次第締め切りとなりますのであらかじめご了承ください）
■申込方法／ 1 月 21 日（火）までに電話、またはEメールにてお申し込みください（氏名と連絡先をお伝えください）。
■申し込み・問い合わせ先／ 市地域づくり推進課　tel：22-6600 内線 334
Eメール：chiiki@city.kesennuma.lg.jp

※市外局番「0226」は省略しています。

ご案内・お知らせ

国民年金保険料の２年前納（口座振替）をご利用ください

国民年金には、保険料を口座振替でまとめて前払いすると割引になる【前納制度】があります。これまで前納できる期間は最長１年度分でしたが４月からは、最長２年度分となります。

２年前納をご利用の場合、毎月現金で納付する場合と比べ、約1万4千円の割引となります。

■手続き方法／

２月28日（金）までに①年金手帳（お持ちでない場合はお申し出ください）、②預金通帳、③通帳の届出印をご持参のうえ下記にお申し込みください。

■申し込み・問い合わせ先／

・市民課 国民年金係
　tel：22-6600 内線 365
・唐桑総合支所 市民生活課
　tel：32-3130 内線 242
・本吉総合支所 市民生活課
　tel：42-2600 内線 324
・日本年金機構石巻年金事務所
　tel：0225-22-5117

介護保険事業計画に関するアンケートにご協力ください

市では、介護を必要とする方が、自立し、充実した生活を送れるようにするため３年ごとに介護保険事業計画を策定しています。今回、平成27年度から29年度までの計画を策定するにあたり、皆さんのご意見をお聞きし計画の基礎資料とするため、次のとおりアンケートを実施しますので、ご協力ください。

■調査方法／

・市内にお住まいの65歳以上の方のうち、5,000人（無作為抽出）に調査票を郵送します。
・調査票が届いた方は、質問に回答をご記入のうえ、同封の返信用封筒にて**２月14日（金）**※当日消印有効までに返送してください。

■調査内容／

介護サービスへの要望など

■問い合わせ先／

市高齢介護課 高齢企画係
tel：22-6600 内線 402・403

入札参加業者の追加申請を受け付けます

市が行う入札などに参加する際に必要となる入札参加業者の追加申請を受け付けます。

■登録種目／

建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品調達、役務提供

■受付期間／

２月３日（月）から７日（金）まで（郵送の場合は必着）

■受付時間／

午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までは除きます）

■受付場所／

ワン・テン庁舎１階 第１会議室

■申請方法／

申請書に必要事項をご記入のうえ上記受付場所に持参、または郵送してください（申請書は、財政課（本庁舎２階）で配付するほか、市ホームページからダウンロードできます）。

■郵送・問い合わせ先／

〒988-8501（住所不要）
市総務部 財政課 管理契約係
tel：22-3407

相談

農業後継者結婚相談会を開催します（相談無料）

■日時／

２月2日（日）午前10時30分から午後3時まで

■場所／

ワン・テン庁舎1階 第1会議室

■対象／

農業後継者で49歳以下の独身の方（男女）とそのご家族（一般も可）

■申込期限・方法／

１月24日（金）までに電話にてお申込みください。

■定員／８人（先着順。定員になり次第締め切りとなりますのであらかじめご了承ください）

■申し込み・問い合わせ先／

市農業後継者結婚相談連絡会事務局（市農業委員会内）
tel：22-6600 内線 381

フィリピン台風被害に対する救援金のお願い

フィリピンの台風被害に対する救援金募金にご協力いただきありがとうございました。
引き続き、皆さまの温かいご支援をお願いします。

■受付期間／２月28日（金）まで

■受付方法／下記口座にて受け付けます。

口座：七十七銀行気仙沼支店　普通 5498643
名義：フィリピン台風被害に対する救援金　気仙沼市長　菅原茂
※市地域づくり推進課（ワン・テン庁舎１階）、唐桑総合支所 総務企画課、本吉総合支所 総務企画課でも受け付けます（現金のみ）。

■救援金の使途／在日フィリピン共和国大使館を通じて、被災者の救援に役立てます。

■問い合わせ先／市地域づくり推進課 tel：22-3409

広報けせんぬま お知らせ版
1/15 No.178
平成26年1月15日発行
【発行】気仙沼市秘書広報課
〒988-8501 宮城県気仙沼市八日町一丁目一番一号
公式ウェブサイト http://www.city.kesennuma.lg.jp/
※「広報けせんぬま」への感想やご意見をお待ちしてます。
Tel：0226-22-6600(代表)Fax：0226-24-3566
E-mail h-koho@city.kesennuma.lg.jp

国際リニアコライダー（ILC）に関する講演会

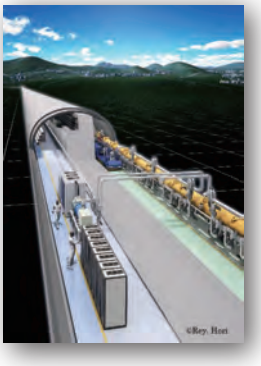

気仙沼市国際リニアコライダー推進協議会は、ILC の北上山地（高地）への誘致活動の一環として、市民の皆様を対象とした講演会を開催します。ぜひご聴講ください。

■**開催期間**／１月 26 日（日）
午後１時 30 分～午後３時
■**場所**／気仙沼中央公民館第１～３会議室
（旧気仙沼河北ビル）
■**内容**／
講話：宇宙のはじまり、ビッグバンと加速器
～国際リニアコライダー（ILC）計画とは～
講師：藤本順平氏（高エネルギー加速器研究機構〈KEK〉理学博士）
■**申込方法**／下記問い合わせ先に電話、ファックスまたはＥメールにて、氏名と住所、電話番号をお伝えください。
■**問い合わせ先**／
市震災復興・企画課 tel：22-3408 fax：24-8605
Ｅメール：kikaku@city.kesennuma.lg.jp
※駐車場に限りがありますので、乗り合わせてお越しいただくか、公共交通機関をご利用ください。

第27回 交通安全新入学おめでとう大会

■**開催期間**／２月７日（金）・８日（土）
午前 10 時 30 分～
■**場所**／はなますホール（入場無料）
■**対象**／来年度小学校入学予定のお子さんとその保護者
■**内容**／交通安全○× クイズ、交通安全劇など
■**問い合わせ先**／市危機管理課 交通防犯係
tel：22－6600 内線 263
※駐車場に限りがありますので、乗り合わせてお越しいただくか、公共交通機関をご利用ください。
※来場者に、ランドセルカバーと反射材付きキーホルダーを差し上げます。

食育発信 No.21

■**問い合わせ先**／市商工課 消費生活係
tel：22-6600 内線 525

誤解しやすい表示に注意しましょう

食品の袋や容器などには、消費者が誤解しやすいキャッチフレーズが書かれていることがあります。
購入する時は、原材料名や添加物などの表示をしっかりと確認しましょう。

誤解しやすい表示例

●味覚に関する表現
「甘さ控えめ」「おいしい」「まろやか」「うす塩味」などの表現には、明確な基準がありません。むやみに信じこまず、自分の味覚で判断するようにしましょう。

●あいまいな表示
「手打ち風～」という表示は、すべて手作業で作られた食品ではなく、手打ち式の機械（製麺機等）を使用し作られたという意味があります。

●相対表示
「カロリー 50%オフ」などは、何を基準としての比較なのか、栄養成分表示などを見て確認するようにしましょう。

食品表示の重要な項目は法律で義務付けられています。うたい文句に惑わされずに、表示されている内容を確認しましょう。

◆１月１９日は「食育の日」です

食の安全や食品表示に関心を持ち、食品を選ぶ能力を身につけましょう。

市の人口と世帯数

市の人口と世帯数について、毎月 15 日号の「広報けせんぬま」でお知らせしていますが、**平成 25 年 12 月末現在の数字は、「広報けせんぬま」2 月 1 日号に掲載**します。ご了承ください。

お願いとお知らせ
■目がご不自由な方などがいらっしゃる場合は、上記の内容を読み上げ、掲載されている情報をお伝えしていただくようご協力をお願いします。
■電話の音声応答装置を利用して、目の不自由な方などに「広報けせんぬま」の掲載内容をお知らせしています（ダイヤル広報／ tel：0226-23-1111）。